

報告第 2 3 号

専決処分の報告について《除雪車物損事故（大宮町周枳 R8. 1. 31）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 2 5 日提出

京丹後市長 中 山 泰

専決第 2 3 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 4 日

京丹後市長 中 山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市大宮町町周枳地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和 8 年 1 月 3 1 日、再委託路線の府道明田京丹後大宮停車場線の除雪業務を受託していた事業者が、京丹後市大宮町周枳地内において、除雪車を使用し、除雪作業を行った際、後方に停車していた相手方の車両に接触し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 4 5 0 , 4 0 2 円

3 損害賠償の相手方 京丹後市大宮町在住 個人